

～語って・奏でる 男女共同参画～
大間ジロー(元オフコース)トーク&ライブ

秋田に根ざした幅広い活動を続けている、元オフコースの大間ジローさんのトーク&ライブを開催します。大間さんの考える子育て、父と子の関係、地域興し、農業や食育についての思いの丈を語ってもらい、これまで興味のなかった方々に、男女共同参画を自分の問題として認識する場を提供します。皆さま、気軽にご参加ください。

日時:10月29日(日) 開場13:00 開演13:30

会場:角館広域交流センター(入場は無料です)

内容: **トーク** タイトル「魔法の言葉」

・よい言葉、悪い言葉ってわかりますか?言葉の大切さについて熱く語ります。

ライブ

・大間ジローさんと田沢湖出身の安藤兄弟のユニット「大間組」による篠笛・太鼓・和楽器のライブです。

主催:大仙・仙北地区ネットワークで参画パワーアップ事業実行委員会

事務局:秋田県南部男女共同参画センター

TEL0182(33)7018

問合せ:仙北市企画政策課

TEL(43)1112

農業所得簡易計算の廃止について

平成19年分の所得税確定申告から「農業所得簡易計算」が廃止されます。

これに伴い家事消費等の計算の目安としていた「保有米の60kg当たりの単価」及び「自家用畑の10a当たりの収入金額」も廃止されます。

農業所得は他の事業所得と同様に、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則です。これまで「農業所得簡易計算」を適用し、農業所得を計算していた農家の方も平成19年分の所得税確定申告から収支計算により農業所得を計算することになります。

収支計算を行うためには、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書などの書類の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要です。こまめに領収書などの書類整理と記帳を行い、平成19年分の所得税確定申告からスムーズに収支計算ができるよう心がけましょう。

問合せ:仙北市税務課

TEL(43)1117

介護保険事務所からのお知らせ

高額介護サービス費支給の申請方法が変わります

ひと月に支払った介護サービスの利用料が一定の金額を超えたときに、その差額を支給する“高額介護サービス費”の支給申請の方法が変わります。

これまで、支給対象となる月ごとに、申請書に領収証等を添付して申請していただく必要がありましたが、平成18年8月サービス利用分(10月下旬にお知らせを送付する分)からは初回の1回の申請で済むようになります。1回申請をされますとその後は申請書や領収証の提出は不要となり、高額介護サービス費支給の対象となった場合は、支給決定の通知が送付され、初回申請時に指定した口座に自動的に振り込まれます。

ただし、平成18年8月サービス利用分までは、従来どおり「高額介護(居宅支援)サービス費支給申請書」に介護サービス利用料の明細がわかる領収証を添付して申請していただく必要があります。また高額介護サービス費の支給申請は、介護サービスの利用料を支払った日の翌日から2年で時効となり、申請できなくなりますのでご注意ください。

※ 施設等での食費・居住費・日常生活費等は含まれません。

※ 介護保険料を2年以上滞納した場合、支給の対象とはなりません。

申請先・問い合わせ先

介護保険事務所 保険管理班 TEL 0187(86)3911

仙北市福祉事務所 長寿子育て課 長寿いきがい係 TEL (43)2281